

船舶事故調査報告書

平成26年9月11日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成25年11月17日（日） 10時00分ごろ
発生場所	北海道積丹町神威岬西方沖 神威岬灯台から真方位270° 8.3km付近 （概位 北緯43° 20.0′ 東経140° 14.7′）
事故調査の経過	平成25年11月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーモーターボート むさし、5トン未満 200-11100北海道、個人所有 6.06m (Lr) × 1.87m × 0.85m、FRP ガソリン機関、44.13kW、平成54年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 72歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年8月30日 免許証交付日 平成23年6月22日 （平成28年8月29日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船外機に濡損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、神威岬西方沖の釣り場でたら釣りを行っていたところ、平成25年11月17日09時30分ごろ北東の風が強まった。 船長は、今入れている釣り糸を上げたら、釣りをやめて帰ろうかと思いつきながら、同乗者の釣りの様子を見守るうち、波が高くなったことを認め、波を横から受けないように機関を後進にかけ、船首を波に立てる操船を行っていたところ、トランサムを越えて船内に波が打ち込み、船尾にある物入れの蓋が外れて浸水し、船尾が沈み始め、波の打ち込みが数回続いて浸水が増す状況となり、10時00分ごろ、左舷船尾方から波高約1～2mの波を受け、右舷側に傾斜して転覆した。 船長及び同乗者は、海に投げ出されたが、船長が、転覆する直前、携帯電話で知り合いの漁船を通じて救助を求め、本船のすぐ近くで操業中の漁船2隻が駆けつけ、救助され、積丹町余別漁港に搬送され

	<p>た。</p> <p>本船は、11時55分ごろ神威岬南西沖約9.7海里付近で捜索中の航空機に発見され、巡視船にえい航されて余別漁港に帰った後、廃船処理された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 5、視界 良好</p> <p>海象：波向 北東、波高 約1～2m、水温 約13℃、海流 北流 約0.1～0.4ノット</p>
その他の事項	<p>本船は、船尾の形状が凹型になっており、トランサム部分の高さが両舷より約0.15m低く、同部分の水面からの高さが約0.3mであった。</p> <p>船長は、ふだんから釣りに出る場合は、1隻だけで行動せずに行ける限り、ほかの船の近くで釣りをを行うように心掛けていた。</p> <p>船長は、神威岬沖では風と潮の流れの方向が逆になれば、三角波が発生することを知り合いの漁船の船長から聞いて承知していたが、三角波が立つことを見たのは初めてであった。</p> <p>船長及び同乗者にけがはなく、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、神威岬西方沖において、漂泊して釣り中、北東の風が増勢して波高が増してきたので、船長が、波を横から受けないように機関を後進にかけ、船首を波に立てる操船を行っていたところ、波が打ち込み、船尾にある物入れなどに浸水し、船尾が沈下した状態となったことから、左舷船尾方から波高約1～2mの波を受けた際、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、神威岬西方沖において、漂泊して釣り中、北東の風が増勢して波高が増してきたので、船長が、波を横から受けないように機関を後進にかけ、船首を波に立てる操船を行っていたところ、波が打ち込み、船尾にある物入れなどに浸水し、船尾が沈下した状態となったため、左舷船尾方から波高約1～2mの波を受けた際、右舷側に傾斜して転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風や波の状況を十分に確認し、風が強まることを認めた場合は、直ちに釣りを中止して波が高くなる前に帰港すること。